備考

一　国際航海旅客船等以外の船舶であつて次に掲げるものにあつては、イに掲げる予備の無線設備に代えて一般通信用無線電信等（船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の一般通信用無線電信等をいう。以下同じ。）（インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を除く。）又はＭＦ無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を備えることができる。

イ・ロ　（略）

二　（略）

四　（略）

2　（略）

（船舶消防設備規則の一部改正）

第五条　船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条の二**　（略） 2・3　（略） 4　この省令において「主垂直区域」、「主水平区域」、「主垂直区域隔壁」、「居住区域」、「業務区域」、「貨物区域」、「ロールオン・ロールオフ貨物区域」、「車両区域」、「特定機関区域」、「燃料油装置」、「機関区域」、「制御場所」又は「回転翼航空機甲板」とは、それぞれ船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条の主垂直区域、主水平区域、主垂直区域隔壁、居住区域、業務区域、貨物区域、ロールオン・ロールオフ貨物区域、車両区域、特定機関区域、燃料油装置、機関区域、制御場所又は回転翼航空機甲板をいう。 5　（略） （消防設備の要件） **第五条**　次に掲げる消防設備は、告示で定める要件に適合するものでなければならない。 一～八　（略） 九　固定式回転翼航空機甲板泡消火装置 十～十七　（略） （貨物区域における消防設備） **第四十三条**　遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数千トン以上の第一種船及び第二種船には、貨物区域（ロールオン・ロールオフ貨物区域等を除く。次項において同じ。）に、固定式鎮火性ガス消火装置又は固定式高膨脹泡消火装置を備え付けなければならない。 2　（略） （回転翼航空機甲板における消防設備） **第四十三条の三**　第一種船及び第二種船には、回転翼航空機甲板に、固定式回転翼航空機甲板泡消火装置及び管海官庁が適当と認める消防設備を備え付けなければならない。 （回転翼航空機着船区域における消防設備） **第四十三条の四**　第一種船及び第二種船には、回転翼航空機着船区域（船舶設備規程第百二十二条の八第一項の回転翼航空機着船区域をいう。）に、二個以上の持運び式泡放射器（その能力等について告示で定める要件に適合するものに限る。）又は管海官庁が適当と認める消防設備を備え付けなければならない。	（定義） **第一条の二**　（略） 2・3　（略） 4　この省令において「主垂直区域」、「主水平区域」、「主垂直区域隔壁」、「居住区域」、「業務区域」、「貨物区域」、「ロールオン・ロールオフ貨物区域」、「車両区域」、「特定機関区域」、「燃料油装置」、「機関区域」又は「制御場所」とは、それぞれ船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条の主垂直区域、主水平区域、主垂直区域隔壁、居住区域、業務区域、貨物区域、ロールオン・ロールオフ貨物区域、車両区域、特定機関区域、燃料油装置、機関区域又は制御場所をいう。 5　（略） （消防設備の要件） **第五条**　次に掲げる消防設備は、告示で定める要件に適合するものでなければならない。 一～八　（略） （新設） 九～十六　（略） （貨物区域における消防設備） **第四十三条**　遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数千トン以上の第一種船及び第二種船には、貨物区域（ロールオン・ロールオフ貨物区域等を除く。次項において同じ。）には、固定式鎮火性ガス消火装置又は固定式高膨脹泡消火装置を備え付けなければならない。 2　（略） （新設）

備考

一　国際航海旅客船等以外の船舶であつて次に掲げるものにあつては、イに掲げる予備の無線設備に代えて一般通信用無線電信等（船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の一般通信用無線電信等をいう。以下同じ。）（インマルサット直接印刷電信及びインマルサット無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を除く。）又はＭＦ無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を備えることができる。

イ・ロ　（略）

二　（略）

四　（略）

2　（略）